

「ふくしま観光復興促進特区」 指定申請手続き

1. 相馬市へ指定事業者の
指定申請

1. 指定を受けようとする法人（又は個人事業者）は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣誓書に必要書類（定款、登記事項証明書等）を添えて、相馬市へ指定の申請をします。

2. 相馬市による指定

2. 申請を受けた相馬市は、指定要件を満たしているかの審査を行い、原則1カ月以内に要件を満たしている申請者に対しては「指定書」を交付します。なお、指定するか否かにかかわらずその内容等について公表することになっております。

3. 相馬市へ指定に係る事業の
実施状況報告

3. 指定事業者は、実施状況報告書に必要書類（貸借対照表、雇用者名簿、給与支給額一覧等）を添えて、事業年度終了後1カ月以内に相馬市へ提出します。

4. 相馬市による認定

4. 実施状況報告書の提出を受けた相馬市は、原則1か月以内に指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。